



信達の歳時記

福島稲荷神社(だんご市)
丹治正博さん撮影

福島法人会ホームページ <http://f-hojin.or.jp>

平成24年1月1日発行 (毎月1回1日発行) 第486号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012
1

私のポケット

昨年十一月下旬、紅葉が終った雨降りの日に日光市の中禅寺湖と戦場ヶ原へ小山市の連れと待合せ、出かけた。

立松和平著新潮社刊「二荒(ふたら)」(絶版)を古本で見つけ、読んでいるうちに無性に日光へ行きたくなった。そのおおよそは、「自然」に対して敬虔な気持ちを持ち、「命」を凝視しながら生きる人々の姿が生き生きと描き出されている。雪が降っても季節が移行すれば雪が解け、芽吹き、花が咲き、新緑となり、秋になれば、落葉し、鱒は、卵を持ち、排卵、受精。そして、稚魚となる。自然は、巡り、人は、自然の摂理に導かれ、生きる。自然に抗うことなど出来ない。

第一章には、日光市中禅寺湖と戦場ヶ原、湯ノ湖を舞台に実在の人物をモデルに。千手ヶ浜の養鱒所の「勝」と湯元温泉旅館の一人娘「佐代」との純粋にして熱き恋の物語。

連れの相棒は、朝、小山市を出てすぐに、雨が降っているから、中止にしようというメールしてきたが、私は、間もなく約束の場所に時間通り到着するからと伝言。一日中、雨降りの中、まず、千手ヶ浜の養鱒所へ。その後、傘をさし、戦場ヶ原の木道をひたすら、無言で歩く。その夜は、湯元温泉で冷えた体をゆっくり温め、頑なな思いかかって宿に泊る。

(岩見記)



税務署からの お願いとお知らせ

◇申告書は国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成を！

平成23年分の所得税の確定申告は、東日本大震災の発生に伴い雑損控除や寄附金控除の手続きをされる方々が多くなり、確定申告書作成会場が例年以上に混雑することが予想されますので、少しでも会場の混雑を緩和するため、社員（従業員）のみなさんには、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用した確定申告書の作成と郵送での提出を呼びかけていただきますようよろしくお願いいたします。

◇法定調書（合計表）の提出はイータックスでお早めに！

1月31日は法定調書（合計表）の提出期限です。

提出に当たっては、イータックスでお早めにお願います。

詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

◇確定申告書作成会場が変わります
福島税務署では、所得税・消費税・贈与税の申告が必要な方、税金の還付を受ける方を対象に次のとおり確定申告書の作成会場を開設します。

場所 福島市市民会館

※税務署内には申告書作成会場を開設していませんのでご注意ください。

期間 平成24年2月1日（水）～平成24年3月15日（木）

※土・日・祝日は除きますが、2月19日・2月26日の日曜日に限り開設します。

平成23年度税制改正について ～Q&A その3～

Q 「更正の請求」の改正の内容について教えてください。

A 申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続きにより訂正を求めることができます。この「更正の請求」について、平成23年度税制改正で、次のような改正が行われました。

○更正の請求期間の延長

更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年（改正前は1年）に延長され、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

○更正の請求範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求の提出により事後的に適用を受けることができるようになりました。

また、控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求の提出により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることができることとされました。

○「事実を証明する書類」の添付の義務化

平成24年2月2日以後に行う更正の請求においては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が義務化されました。

※詳しくは福島税務署にお尋ねいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

県税からのお知らせ

平成23年度自動車税の定期課税

自動車税の納期限は例年5月末日ですが、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に住所地がある納税義務者については、原子力災害により納期限を平成24年1月31日（火）としましたので、必ず期限までの納付をお願いします。

納付場所は、最寄りの金融機関や各地方振興局の窓口のほか、コンビニエンスストアも利用できます。（ただし、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納付できません。）

また、原子力災害により、警戒区域内から持ち出せない自動車で、一定の要件に該当するものは、申請により自動車税の非課税措置や減免を受けることができます。

救済措置などの詳細や納税通知書が届かないなどご不明な点がある場合については、最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。（県庁税務課 ☎024-521-7070）

中山染工場



有限会社 中山染工場
代表取締役社長
中山伊知郎氏
(福島市荒町5-30)
TEL (024) 522-3876

中山染工場の創業は文政三年(1820)だといふ。伊能忠敬が日本地図を完成した頃である。江戸時代から明治以後まで柳町、荒町は福島市の繁華街であった。

老舗が並んでいたこの地で、百九十年の歴史を持ち、現在まで生き残っていることは凄いなと思う。

僧侶のような風貌を持つ伊知郎氏は七代目の当主である。

私事で恐縮だが、十八歳から二十六歳まで私は中合の繊維部門で働いていた。和裁、洋裁、紋屋、染屋を毎日自転車で行き交す物の集配をしていた。中山染工場にも足しげく通った。いつも五代目秀三郎氏の奥様タニさんが店番をしており、その品のあるやさしい対応に小僧の私も癒しを感じていた。

福島は養蚕、絹織物で栄えた町であるが、特に川俣町は絹織物の工場が立ち並び、外国のバイヤーが来るほど賑わっていた。初代の中山氏は絹織物を染める紺屋として商売を初め反物の無地染め、小紋染めに始まり、綿布の藍染めを行っていた。

ある本で読んだが「老舗とは古い伝統を守るだけでなく、常に時代の流れを意識し変貌していくものだ」という言葉思い出す。中山染工場も古典的な粋な半纏からカラフルで斬新な現代風の半纏まで、多彩なデザインに対応している。

鮮やかな色合いから趣のある色まで、どんな色でも染め上げて行く技は、さすが伝統の職人芸である。半纏のほか、のれん、のぼり、タオル、手拭の名入れまで布と染めは何でもこなす。

社長の伊知郎氏は昭和三十九年、福島市荒町で生まれ、染料の匂いの中で育ち、福大付属小・中から福島北高、国士館大学政経学部経営学科を卒業し岐阜にある(株)吉田旗店で三年半修行した。この会社には全国の染屋さんの後継者が修行に来ていたという。

福島に戻り、父、欣一氏のもとで染工場の仕事をする。社長に就任したのが平成二十年のこと。
「福島で商売をしていくのは大変でしょう」と余計な心配をしてお聞きすると、「大きな呉服屋さんや繊維問屋さんからの注文が多いんです。東京はじめ北

関東一帯、東北では宮城県などから注文が来ます。また、インターネットで『勇染堂』の名で注文が入ってきます。三代目・伊三郎がこの名で商売をしたことがありますので使わせてもらっています」製品を見せてもらったら、「三社祭」から「浅草雷門」の半纏、各地の有名な祭りの半纏やのぼりがあるので驚いた。

現在、社長を含め八名で仕事をこなしている。震災後、間もなく「がんばろう日本 がんばろう福島!」というのぼり旗を製作、近隣商店や事業所に無料配布し、救援物資としてタオルを配布したという。連山車実行委員会や商店街連合会、城下まちづくり協議会などで社会的貢献度も高い。老舗の伝統を守りながら常に新しい挑戦をしている社長に感動して帰ってきた。



【1月のこよみ】
十二支「今年は、タヌキ年か…」

税制改正提言活動・実現に向けて



鈴木福島市財務部長に提言書を手渡す山川会長(左)



粕谷福島市議会議長に税制改正提言書を手渡す山川会長(右)と吉川税制委員長(左)



三浦伊達市税務課長に税制提言書を手渡す山川会長(右)